

新たな経営安定 対策推進大会

1. 趣 旨 平成19年産から認定農業者や集落営農組織の担い手を対象とした新たな経営安定対策へ転換することを受け、新しい制度を広く町内農家へ周知し、特に集落営農の組織化・法人化を加速的に推進、また、これから集落営農を立上げようとする地域等への普及啓発として開催します。
2. と き 8月24日(木) 午後2時～午後4時30分
3. と ころ 鏡野町中央公民館 大ホール
4. 対 象 鏡野町内の全農家
5. 参 加 料 無 料
6. 講演内容
 - ①講演 「経営所得安定対策等大綱について」
 - ②取組状況 「津山管内での集落営農取組について」
 - ③事例発表 「集落営農の法人化について」
7. お問い合わせ先 鏡野町役場産業課 ☎0868-54-2987

平成17年度 情報公開制度の運営状況

鏡野町では、情報公開制度を実施しています。この制度は、町民の皆さんの公文書の閲覧などを請求する権利を保障することによって、情報の共有化を図り、町民の皆さんの町政に対する理解と信頼を深め、町民参加による公正で民主的な町政を一層推進することを目的としています。

開示請求の状況		
開示請求件数	6件	
うち 全部開示	2件	
〃 一部開示	3件	
〃 不開示	1件	



農業者年金に加入しましょう

制度の特色

①農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。

②80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は終身で受給できますので、仮に80歳になる前に亡くなった場合でも80歳までに受け取るはずの農業者老齢年金を死亡一時金として遺族が受け取れます。

③保険料は自由に選択できます

毎月の保険料は2万円を基本として最高6万7千円まで千円単位で選択できます。

④意欲ある担い手には保険料助成があります

認定農業者など一定の要件を満たす農業者には保険料国庫補助があります。

お問い合わせは鏡野町農業委員会 またはお近くのJA窓口で
鏡野町農業委員会 ☎0868-54-2987 (鏡野町役場 産業課直通)